

「鳥取県試験研究・普及指導活動等外部評価委員会（鳥取県衛生環境研究所  
調査研究外部評価委員会）」公募委員募集要項

1 目的

鳥取県衛生環境研究所で行う調査研究課題について、外部の有識者等による評価を実施する「鳥取県試験研究・普及指導活動等外部評価委員会（鳥取県衛生環境研究所調査研究外部評価委員会）」において、専門的立場から意見を述べ、評価をしていただくため、委員の募集を行う。

2 募集内容

(1) 募集人数 1名

(2) 応募資格

次のアからカまでの資格をすべて満たす方

ア 県内の衛生・環境分野への知識又は関心があり、鳥取県衛生環境研究所が行う調査研究課題の評価に参加する意欲があること。

イ 県内在住の満18歳以上（任命時）の方であること。

ウ 任命時に県の他の執行機関及び附属機関の委員に就任していない又は就任する予定のないこと。

エ 年1回程度、主に湯梨浜町内で平日昼間に開催される会議に出席できること。（9月頃開催予定）

オ 鳥取県暴力団排除条例に規定される暴力団員等でないこと。

カ 国会議員、県議会議員、市町村長、市町村議会議員又は県職員でないこと。

(3) 応募方法等

所定の応募用紙に、必要事項を記載し、持参、郵送、ファクシミリ又は電子メールのいずれかの方法により提出すること。

(4) 募集期間

令和8年4月17日（金）～4月30日（木）＜必着＞

※持参の場合は、平日の午前9時から午後5時まで

(5) 任期

令和8年9月12日から令和11年9月11日まで（3年間）

(6) 応募・問合せ先

鳥取県福祉保健部・生活環境部衛生環境研究所 環境室

〒682-0704 東伯郡湯梨浜町南谷526-1

電話：0858-35-5417 ファクシミリ：0858-35-5413

電子メール eiseikenkyu@pref.tottori.lg.jp

(7) 公募委員候補者の決定

ア 応募書類による書類選考により決定する。ただし、選考委員が、面接選考が必要であると判断した場合は、面接選考を行う。応募がない場合、再募集は行わない。

イ 委員候補者の決定後は、速やかに応募者全員に結果を通知する。

(8) その他

応募に際して提出された書類は公募委員の決定のみに使用し、それ以外の目的では使用しない  
また、提出された書類は返却しない。

3 鳥取県衛生環境研究所調査研究外部評価委員会の概要

(1) 主な役割

鳥取県衛生環境研究所が行う調査研究課題の評価

(2) 委員構成

委員8人以内

(3) 開催回数

年1回程度（9月頃開催予定）

(4) 委員報酬等

県の規定により報酬（令和8年度は9,900円）と交通費を支給する。